

「2009年度都道府県における消費者行政調査」報告書正誤表

全国消費者団体連絡会

3月5日版

2009年度都道府県における消費者行政調査」報告書の記述に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

8 ページ 4 2 行目～9 ページ 2 行目

誤		正
逆に少ないのは、長崎県の7人です。ここでは1週間の配置人数を聞いていますから、長崎県では……調べてみる必要があります。	⇒	削除

9 ページ 1 5 行目

3. 消費生活相談員・職員の配置、予算等について

(2) 相談員の資格取得状況について

誤		正
登録されている相談員のうちで資格を持っている人が半数以下の自治体は、岩手県(29人中14人)、長野県(17人中5人)、岐阜県(16人中8人)、高知県(8人中4人)の4県でした。	⇒	登録されている相談員のうちで資格を持っている人が半数以下の自治体は、岩手県(29人中14人)、長野県(17人中5人)、岐阜県(16人中8人)、 <u>山梨県(9人中4人)</u> 、高知県(8人中4人)の5県でした。

9 ページ 3 8 行～3 9 行目

3. 消費生活相談員・職員の配置、予算等について

(3) 相談員の養成・研修計画について

誤		正
前項で相談員の資格の有無をみましたが、有資格相談員が半数以下であった4県のうち、岩手県を除いて、残りの3県(長野県、岐阜県、高知県)は有資格相談員の増員予定人数が0となっています。	⇒	前項で相談員の資格の有無をみましたが、有資格相談員が半数以下であった5県のうち、岩手県を除いて、残りの4県(<u>山梨県</u> 、長野県、岐阜県、高知県)は有資格相談員の増員予定人数が0となっています。

1 4 ページ 1 5 行目

5. その他

(2) 消費者庁のしくみや役割に期待すること

誤		正
35 都道府県	⇒	35 道府県

21 ページ

I 消費生活相談の処理体制について (2) 相談窓口・消費生活センター等設置状況

⑥消費生活相談窓口を設置(自治体数) 13 東京都

誤		正
・減少計画 0	⇒	・減少計画 1
・合計 11	⇒	・合計 12

22 ページ

I 消費生活相談の処理体制について

(3) 消費者行政の体制の状況 ①都道府県の消費生活センター 現在の相談員数 11. 福岡県

誤			正	
・ 80名		⇒	・ 13名	
・ 合計825名		⇒	・ 合計758名	

23 ページ

I 消費生活相談の処理体制について

(4) 消費者行政の体制変化 ①消費者行政担当職員 11. 埼玉県

誤			正	
・ 増員13名		⇒	・ 増員11名	
・ 合計69名		⇒	・ 合計67名	

29 ページ

Ⅲ消費生活相談員・職員の配置、予算について (1) 相談員の延べ配置人数の推移

	誤						正				
	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	⇒	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度
22 静岡県	15	15	15	15	15	⇒	90	90	90	90	75
42 長崎県	9	9	7	7	7		36	36	28	28	28
合計	2380	2397	2353	2322	2429		2482	2499	2449	2418	2510

30 ページ

Ⅲ消費生活相談員・職員の配置、予算について (4) 消費者行政担当職員の推移

11. 埼玉県 2009年度 専任 職員生活センター

誤			正	
・ 73名		⇒	・ 76名	
・ 合計646.5名		⇒	・ 合計649.5名	

* 先日お送りした正誤表について

21 ページ

I 消費生活相談の処理体制について (2) 相談窓口・消費生活センター等設置状況

③消費生活相談を行なう(自治体数) 13 東京都 の減少計画

は 0 が正答でした。 合計数も 3 と変わりません。